

中国の専利権侵害訴訟における公証および司法鑑定について

白 洲 一 新*

抄 録 近年、中国における知的財産権民事事件は急激に増加している。2014年に受理された専利権¹⁾に関連する民事事件は9,648件²⁾にのぼる。その件数分の証拠が当事者から提出され裁判所で判断されてきたなか、知的財産権民事事件での証拠確保の方法やその有効性の判断等について、相当数の判例が蓄積されている。

しかしながら、中国における当該証拠確保の方法や法的有効性の判断基準等に関する規定は、ハーモナイズされた知財制度と異なり、中国独自の民事訴訟法制度によるものであって、日本企業にとって実務上戸惑う点が多い。

そこで、本稿は、法律文言の逐次解釈ではなく、筆者のこれまでの中国での訴訟経験および上述の蓄積された判例をもとに、現に民事事件の実務で使われた証拠の法的有効性を担保する「証拠の鎖」の概念を説明し、専利権侵害訴訟等での立証における公証および司法鑑定に焦点を絞って、日本企業等にとって実用性のある中国での専利権侵害訴訟等における証拠確保の方法を提案する。

目 次

1. はじめに
2. 中国の民事訴訟等における弁論主義および証拠
 2. 1 弁論主義および自由心証原則
 2. 2 証拠の連続性（証拠の鎖）
3. 訴訟等における公証
 3. 1 公証の法的根拠
 3. 2 公証すべき証拠の種類
 3. 3 公証の法的効果
 3. 4 中国の域外での証拠の公証
4. 訴訟等における司法鑑定
 4. 1 司法鑑定の法的根拠
 4. 2 司法鑑定の種類および法的効果
 4. 3 公証と司法鑑定の相違点
5. 無効審判における証拠
6. おわりに

1. はじめに

民事訴訟は訴訟当事者双方が証拠を挙げて自己の主張を証明する過程であるため、証拠は提

訴する側および応訴側の双方にとって重要である。専利権侵害訴訟において、提訴の場合には、侵害品または侵害行為を立証する証拠確保が重要となる。一方、応訴の場合、多くの事件では、専利権者（原告）の専利権の無効を提起するために、また訴訟において専利権の侵害に当たらない抗弁のために証拠確保が必要となる。

このように千差万別な方法で取得した多種多様な証拠の法的有効性の確保が極めて重要であるため、当事者にとって法的有効性の判断基準が最も注目される事項であろう。

中国最高裁判所が発表した2014年版「中国裁判所知的財産権司法保護状況」の報告において、2014年に全国の裁判所が受理した知的財産権に関する民事案件は95,522件で、そのうち専利権に関する民事案件は9,648件に上った。

この膨大な数の案件の審理において数多くの

* 白洲知的財産権事務所 弁理士 Isshin SHIRASU

証拠の法的有効性が判断されている。中華人民共和国民事訴訟法（2012年改正、以下「民事訴訟法」と称する）第64条³⁾には、「主張する者が立証の責を負わなければならない」とする「自己立証原則」が規定されている。また、同法第63条第2項⁴⁾より、当事者は、民事訴訟において自らの主張が事実であるためには、その主張を裏付ける真正な証拠を提出しなければならない。よって、民事訴訟の事実の認定において証拠真正性の証明が極めて重要である。

中国の民事訴訟において、その証明方法が日本と異なることに注意すべきである。中国では、証拠の取り扱いに関する原則を職権主義から当事者による弁論主義に転換し、自由心証原則を導入したと言われている。

弁論主義は、民事訴訟法第12条⁵⁾から読み取られている。自由心証は、民事訴訟法第71条⁶⁾、第75条⁷⁾、および最高人民法院が頒布した「民事訴訟における証拠に関する若干の規定」（以下「若干の規定」と称する）第64条⁸⁾から読み取られている。

「弁論主義」および「自由心証原則」は一見して日本と同じ制度が導入されたと思われるが、それは、漢字文化が持つ魔力で、同じ漢字でもその意味合いが違う場合が多々ある。実は、政治体制や立法の背景の相違によって、改革開放以来の社会イデオロギーを反映した中国の民事訴訟制度において証拠に関する基本原則や具体的な規定には日本と多くの相違点がある。そのため、専利権侵害訴訟等の実務においても、当事者による確保した証拠の法的有効性の判断については、相当困惑しているのが現状である。

そこで、本稿は現行中国民事訴訟法で規定する「弁論主義」および「自由心証原則」を踏まえ、筆者のこれまでの中国での訴訟経験および上述の蓄積された判例をもとに、現に民事事件の実務で使われた証拠の法的有効性を担保する「証拠の鎖」の概念を説明し、専利権侵害訴訟

等での立証における公証および司法鑑定に焦点を絞って、日本企業等にとって実用性のある中国での専利権侵害訴訟等における証拠確保の方法を提案する。

2. 中国の民事訴訟等における弁論主義および証拠

2.1 弁論主義および自由心証原則

いずれとも資本主義制度の産物である「弁論主義」および「自由心証原則」を導入したのは中国のWTOの加盟等によるものだと考えられる。これらは司法の独立および裁判官の独立を前提とするが、その独立を認めない、今の社会主義制度を敷いている中国では、その機能は自ずと限界がある。

さらに、前記「自己立証原則」に並び、最高人民法院による「中華人民共和国民事訴訟法適用の解釈」（以下「適用の解釈」と称する）の第90条第2項⁹⁾、同解釈第104条第1項¹⁰⁾があり、「自由心証原則」を採用していると言いつつも、司法の独立していない中国では、法官の人事がすべて中国共産党の指導に置かれているため、証拠の真実性の判断を法官が自由心証で判断することは、法官にとって高いリスクを負うことになると考えられる。よって、事実の裏付けとなる、法的効果のある証拠の提出を提出側に強く求めている。

実務において、法官は、「自由心証原則」のもとでの自由心証の形成を放棄し、当事者の誰にとっても「文句のつけようのない」証拠の確保を求めているのである。

そこで、民事訴訟法第69条¹¹⁾より、中国訴訟実務では、当事者が専利権侵害訴訟における証拠の確保の手段として公証および司法鑑定を多く使うことになってきた。

2. 2 証拠の連続性 (証拠の鎖)

専利権侵害訴訟において1つの証拠でその勝敗を決定することは稀で、一般的には複数の証拠を組み合わせなければならない。その場合、それぞれの証拠が「文句のつけようのない」ものであるだけでなく、その組み合わせが「完璧で合理的」でなければならない。その担保責任も主張する側が負わなければならない。

中国の訴訟実務では、このような「完璧で合理的」な証拠の組み合わせを「証拠の鎖」と称する。つまり、それぞれの証拠については「全ての疑いが排除されている」ことおよび「高度の蓋然性を有する」こと、一連の証拠については、さらに、関連する証拠がそれぞれ、合理的かつ一義的に繋がっていることを当事者に求めている。

専利権侵害訴訟等の実務において、このように法的「脆さ」がなく、「固さ」を有する証拠を確保し、強固な証拠の鎖を構築するためにも多くの証拠について公証や鑑定が求められている。

また、この証拠の鎖は、固定されたものではなく、訴訟目的によって、その構成が異なるため、異なる訴訟に応じて異なる証拠の鎖をその目的に応じて当事者が構成しなければならず、型通りのものは存在しない。

3. 訴訟等における公証

3. 1 公証の法的根拠

中国の公証手続は、中華人民共和国公証法(2006年3月1日施行)、および、公証手続規則(中国語では「公証程序規則」、2006年5月18日施行)によって決められている。それらの法律の文言の逐次的な説明を割愛し、以下、実務におけるこれらの法律等の適用について専利権侵害訴訟に限定して説明する。

専利権侵害訴訟の実務において、特に以下の

条項が重要である。まず、公証法第25条¹²⁾より、日本企業にとっては、連絡のとりやすさや各地方条例や慣習などの理由で、代理人弁護士等の事務所所在の公証機構に請求することが望ましいと思われる。

また、公証手続規則第54条¹³⁾によって、侵害被疑品の購入や侵害行為の現場の覆面調査等に2名の公証人を同行させることができる。

なお、外出して公証を行う中国と、基本的に外出して公証を行わない日本とでは相違があるため、日本での公証は必ずしも中国の専利権侵害訴訟において法的効果を有するとは限らない。

3. 2 公証すべき証拠の種類

一般論として、専利権侵害訴訟において、専利権者は、以下(少なくとも第1から第3)を立証しなければならない。

- (1) 専利権の存在
- (2) 侵害被疑者が専利法第11条に規定された5つの侵害行為(製造、使用、販売の申出、販売および輸入)を行ったこと
- (3) 侵害被疑品が専利権の技術的範囲に入っていること
- (4) 損害賠償額

一方、侵害被疑者は、以下の少なくとも1つを立証しなければならない。

- (1) 侵害行為とならない抗弁
- (2) 先行技術による抗弁
- (3) 先使用权による抗弁

上記の立証は、下記のように分類されている証拠を組み合わせることで証拠の鎖を構築しなければならないと考える。

ここで用いる証拠の形式を、当事者陳述、物証、書証、視聴資料(ネットにアップロードされた動画、電話録音およびビデオ等を含む)、電子証拠(電子メール、携帯のショートメール、各種SNS等を含む)、証人証言(当事者証言、第三者証言および特定身分を有する者の証言を

含む)、鑑定意見、検証記録等に分類することができる。

これらの証拠に公証の必要があるか否かは、証拠を確保した主体によって異なる。この場合、証拠は大きく分けて(甲)当事者が自ら収集した証拠(代理弁護士の調査によるものを含む)、(乙)法院の調査による証拠、および法院経由(例えば、税関や中華人民共和国国家食品薬品监督管理局等の専門政府機関の協力による)の証拠に分類することができる。

これらの法的根拠は、前記「自己立証原則」に従ったもので、民事訴訟法第64条第2項¹⁴⁾、および、中国弁護士法(1997年1月1日施行)第35条¹⁵⁾等に由来する。

上記甲の分類に入る証拠が訴訟において事実と認められるためには、基本的に公証が必要である。また、乙の分類に入る証拠としては、法院が能動的に証拠調べや証拠保全等を行うことは、筆者が知る限り稀であり、実務にあるのは、当事者の請求による証拠の確保である。例えば、医薬に関する専利権侵害訴訟において原告の請求で、法院が中華人民共和国国家食品薬品监督管理局に被告の当該医薬に関して届け出た文書を証拠として請求することが挙げられる。このようにして確保した証拠は公証がなくとも事実として認めてくれるため、当事者にとって貴重な証拠となる。

専利権侵害訴訟において、被告の侵害行為を立証するためには、相手に反論の余地を与えない、多種多様な証拠をうまく組み合わせなければならない。これら多くの証拠について公証を必要とするものとそうでないものが混在しているため、それをそれぞれの案件に照らして、証拠の鎖を構築していかなければならない。

3.3 公証の法的効果

専利権侵害において、公証の効果が最も発揮されるのが証拠の保全である。2014一中民初字第

第871号専利権侵害案件(以下「判決1」と称する)において、原告が被告の生産した侵害被疑品の宣伝用資料およびホームページ、当該侵害被疑品の購入、そして当該侵害被疑品が専利技術範囲に入っていることの測定(以下「侵害確認測定」と称する)等について全て公証を行った。その結果、当該訴訟において公証されたこれらの証拠によって裏付けられた侵害事実が認定された。

このように、訴前に原告が自ら確保した証拠について公証を行うことを中国の実務において「保全証拠公証」という。保全公証された証拠は訴訟に関する事実の認定に非常に重要な役割を果たしている。「中華人民共和国公証法積義」(2005年9月1日出版)において第11条の規定について、実務では以下のように解釈されている。保全証拠公証は公証によって、その後なくなる、もしくは確保しにくい証拠を法に則って事前の確保、保存、固定、スケッチ等の手段でその証拠の真実性および証明力を保持することである。形式は異なるが、保全証拠公証は証人証言および当事者の陳述について、書証、物証、ビデオソフトウェアのソースコード等について公証することができる。

また、「保全証拠公証」のタイミングも極めて重要である。特に被告となって抗弁に用いる証拠の公証にタイミングが特に重要である。たとえば、2014魯民三終字第136号専利権侵害案件(判決2)では、被告が公知技術の抗弁を主張するため、自らの実施が当該専利技術の出願前に行ったことについて当時の領収書や契約等を公証した。しかしながら、これらの公証は当該専利技術の出願前に行ったものではなく、侵害訴訟が起きてから行ったものであったため、法院に採用されなかった。

なお、公証は、証拠の真正性を証明する法的手続きであって、証拠の正確性を証明するものではなく、その正確性や客観性について公証人

が判断できないため、翻訳等は公証の対象外とされる。

さらに、単に保全証拠公証をすればいいというものではなく、当該公証された複数の証拠間の関係において、証拠の鎖の形成に問題点はないことが重要である。

たとえば、判決1での侵害確認測定は、事前に公証を伴って購入した侵害被疑品そのものを使ったため、その測定結果が法院に認められた。一方、2008二中民初字第20378号専利権侵害案件（判決3）では、判決1と同様に侵害被疑品の購入や測定についてそれぞれ同様に行ったが、測定等に用いられた侵害被疑品と購入した侵害被疑品が同じ物であるという立証ができなかったため、侵害被疑品が専利権を侵害した事実は認められなかった。よって、一連の公証において、対象とする証拠の数も事前に周到に考慮する必要がある。

また、公証のやり方にも注意すべきである。例えば、ホームページの公証について、2008民申字第926号民事裁定案件（判決4）において、単にホームページを示して画面を公証したものが無意味であることを示した。

判決4に従えば、実務においてホームページの内容の公証は、以下の手順を踏まないといけない。

- (イ) 公証人役場に出向き、公証人の前に公証人役場にあるPCの操作許可をもらうこと
- (ロ) 当該PCに直接に公証をしようとするホームページのアドレスを入れるのではなく、中国の検索エンジンである「百度」の画面から対象とするホームページを検索すること
- (ハ) その検索結果から対象ホームページのトップページを選択し、アクセスすること
- (ニ) 当該トップページから目的とするホー

ムページまで1つずつ辿っていき、最終的に目的のホームページを画面上に示すこと

- (ホ) 上記（ロ）と（ハ）と（ニ）との結果を全てプリントアウトして公証の対象とすること

以上の手順を踏んだことで、実務において初めて法的効果を有する証拠の確保が完成したものと考えられる。

3. 4 中国の域外での証拠の公証

専利権侵害訴訟において日本で公証を行うことも少なくない。日本で行った公証が中国で法的効果を持つ、つまり、訴訟において事実の裏付けとして認められるためには、民事訴訟法第264条に規定しているように、日本で行った公証について更に駐日中国領事館による認証を得なければならない。

また、「適用の解釈」第523条には、訴訟の当事者の身分を特定するための規定を設けているため、日本企業にとっては、委任状等に日本での公証が求められている。中国とは異なり、日本の公証人が外部に出向いて公証することは稀であるため、実務において訴訟の委任状に署名したのが然るべき人物、例えば、社長や取締役であるか否かの証明はできないという厄介な問題がある。この問題の解決方法として、駐日中国領事館では、署名者のパスポートのコピーおよび当該法人の履歴事項証明書提出を求めている。

さらに、日本での公然実施を立証するための日本での証拠の公証が、上述した相違点によって、中国で認められるか否かが不明であるため、多くの問題が生じているが、現時点で画一的な解決方法はなく、専門家に相談して案件ごとに対策を決めるべきである。

4. 訴訟等における司法鑑定

司法鑑定は、民事訴訟で発生する専門的な争点について、登録された鑑定人が専門家として、たとえば、血液や筆跡が同一か否かについて行う鑑定である。日本が有する専門委員制度を有しないため、専利権侵害訴訟において、侵害被疑製品が専利権の技術的範囲を含むか否かの技術的判断の多くを司法鑑定に委ねている。

下記案件は、最高人民法院まで争われた案件において、侵害被疑製品が専利権の技術的範囲を含むか否かについての判断を司法鑑定に委ね、その鑑定意見を信任して法官が侵害か否かの結論を下した判例である。

- (1) 寧波市東方機芯総廠 VS 江影金鈴五金製品有限公司の専利権侵害紛争事件、最高人民法院（(2001)民三提字第1号）
- (2) 佳靈電気製造有限公司 VS 希望電子研究所および希望森蘭インバーター製造有限公司の営業秘密侵害に関する紛争事件、最高人民法院（(2001)民三終字第11号）
- (3) 無錫祥生医学影像有限責任公司 VS 海鷹企業集団有限責任公司の営業秘密権利侵害紛争事件、最高人民法院（(1999)知終字第3号）
- (4) 四川省広漢市三豊科技実業有限公司と四川省環保建設開發総公司等のノウハウ侵害に関する紛争事件、最高人民法院（(2000)知終字第2号）
- (5) 秦皇島撫天電源公司等と電子工業部第十八研究所等の営業秘密侵害に関する紛争事件、最高人民法院（(1997)知終字第1号）

司法鑑定は、技術的争点を抱える専利権侵害訴訟において、当事者が構築する証拠の鎖の1部として欠かせない存在である。

4.1 司法鑑定の法的根拠

中国の司法鑑定は、最高人民法院の「人民法

院司法鑑定工作暫定規定」（2002年）、および、2005年2月28日に第10回全国人民代表大会常務委員会第14回会議で通過した中国鑑定制度の標準化を図ることを目的とする「全国人民代表大会常務委員会の司法鑑定管理問題に関する決定」によって規定されている。

それによれば、司法鑑定とは、訴訟活動において、鑑定人が科学技術、専門知識を用いて、訴訟に及んだ専門的な問題に対する鑑別と判断を行い、かつ鑑定意見を提供することである。また、当該鑑定人は、その専門によって國務院司法行政部門が最高人民法院と最高人民檢察院とで協議して認定され、認定された1つの司法鑑定機構のみに登録しなければならない。したがって、司法鑑定機構に登録している鑑定人の身分およびその専門分野によってその司法鑑定機構が鑑定できる範囲が決まってくる。司法鑑定機構は全国各地に分布しているが、そのうち、知的財産権が鑑定できる鑑定人が登録している司法鑑定機構は、主に北京（11箇所）および上海（7箇所）のような大都市に集中している。他方の地方では極わずかしか存在していない。たとえば、広東省、山西省および江西省には1箇所しかなく、河北省、福建省および浙江省には存在しない。

4.2 司法鑑定の種類および法的効果

司法鑑定は、証拠の一種である。2012年の民事訴訟法の改正で、従来とされる「鑑定結論」は現行の「鑑定意見」に変更された。それは、自己立証原則（民事訴訟法第64条）を徹底した結果、司法鑑定の結果の法的効力が格下げとなったことを意味する。つまり、司法鑑定の結果が無条件に真実とはされず、当事者の反対尋問の対象となった。さらに鑑定に関わる専門家やその関係者に証人として出廷を求めることができるようになった。

それでも、司法鑑定は、専利権侵害訴訟にお

いて、技術的争点を解決する有力な手段である。民事訴訟法第76条によれば、司法鑑定には、(1) 当事者一方の自発的な依頼によるものと、(2) 当事者から法院への申請によるものと、(3) 必要があると法院が認めた場合、その職権によるものと、がある。

(1) について「若干の規定」第28条には、「当事者が一方的に司法鑑定機構に鑑定を委託した場合、その司法鑑定意見について当事者の他方による合理的な反論があれば、法院は再度の司法鑑定請求に応じなければならない」と規定している。

したがって、主に訴前に当事者が一方的に司法鑑定機構に司法鑑定を委託した場合、相手に「文句のつけようのない」司法鑑定を行う必要があるが、具体的には、事件の技術内容によって司法鑑定機構の選定や、訴前の司法鑑定の依頼の際に、鑑定に関わる関係者が証人として出廷することの可否について事前に確認を取るべきである。

さらに、各事件によって異なるが、筆者の経験から以下のことに注意すべきである。

(1) 司法鑑定の請求項目と立証しようとする事実との関連性を明確にすべきであること(劉志良 vs 懷寧大別山茶酒有限公司 専利権侵害訴訟事件、(2013)皖民三終字第00074号)。

当該事件において、自ら公証して保管した茶酒の成分と市販されている被告の茶酒の成分との比較について依頼した司法鑑定意見を証拠に、原告の提起した、被告の製品が原告の専利権を侵害した訴えを、法官が、「司法鑑定意見が専利権侵害行為を立証できていない」ことを理由に棄却した。

(2) 鑑定で用いる資料等が、真実なものか当事者の相手による反対尋問を受けたものを用いるべきであること(イーライリリー公司(米国) VS 江蘇豪森薬業股分有限公司の専利権侵害紛争控訴事件、最高人民法院((2002)民三終字

第8号)。

当該事件において、最高人民法院が、真実と認められていない資料等に基づいた司法鑑定意見は事実として認めることができないため、その司法鑑定意見に基づいて判断を下した一審判決を破棄した。

(3) 司法鑑定の目的を明確にすべきであること(梁錦水 VS 李昌衆等の専利権侵害事件、(2006滬高民(知)終字第48号))。

当該事件において、上海高級人民法院は、「被告の侵害被疑製品が原告の専利権を侵害したこと」を目的に請求した司法鑑定意見について、侵害有無の判断は、法院が諸証拠を総合して判断することであり、司法鑑定意見で判断できるものではないことを理由にその司法鑑定意見を棄却した。

(4) 司法鑑定意見のみに頼るべきでないこと(A社 VS 寧波力盟興行有限公司および陸国傑の専利権侵害紛争控訴事件、(2009)二中民三知初字第2号)。

当該事件において、北京第二中級人民法院は、原告が訴前に行った侵害被疑品が専利権の技術的範囲に入っているという鑑定意見と、被告が訴前に行った侵害被疑品が専利権の技術的範囲に入っていないという鑑定意見と、2つの結論が正反対の鑑定意見について、「専利発明の解釈が妥当でない」ことを理由に被告の司法鑑定意見を採用しなかった。

4. 3 公証と司法鑑定の相違点

公証および司法鑑定のいずれとも専利権侵害訴訟における重要な証拠であるが、以下の相違がある。

(1) 請求の方法が異なる。

公証は当事者が自らの公証役場への申込によって始まり、公証役場の公信力によって確保した証拠の真実性を確保するのに対し、司法鑑定は、当事者のみならず、法院

側も請求することができる。

(2) 証拠力が異なる。

司法鑑定に比べ公証の証拠力がより強いことが法律で担保されており、つまり、反証がなければ、公証の内容が法院に直接に採用されうるが、司法鑑定は、一般的な証拠の1つに過ぎない。

(3) 証拠の内容が異なる。

公証は法律行為で、法律において事実や文書の真実性および合法性を証明する行為で、専利権侵害訴訟においては、公証で当該侵害行為を証拠として固定する役割がある。それに対して司法鑑定は訴訟における技術的争点のような専門性を有する争点についての専門家による検測、分析等の鑑定行為である。専利権侵害訴訟においては、侵害被疑品が専利権の技術的範囲に入っているか否かを鑑定する行為である。

5. 無効審判における証拠

証拠の取り扱いの原則は基本的に同じであり、厳格に「自己立証原則」を採用している。無効審判においては、証拠の形式について規定はないが、民事訴訟法の規定を準用している。

証拠の確保の主体が専利権侵害訴訟と同じである。無効審判において、当事者自らの証拠の確保、代理人による証拠の確保、および、復審委員会の職権による調査で証拠の確保のいずれとも認められる。

2010年「審査指南」第4部分第8章には、復審委員会の職権による証拠の確保について、以下のように規定している。「専利復審委員会は、原則として案件に必要とする証拠を自ら進んで調査して確保しない。ただし、当事者や代理人による客観的な困難で証拠を確保できないことが認められる場合、当事者による証拠提出期間内に請求があり、かつ、その必要があると認められる場合、復審委員会が職権で調査して証拠

を確保することができる。」

これは、日本の審判における審判官が「無効理由通知」等を起案することで積極的な職権審理を行うのとは大きく異なっており、注意すべきである。よって、無効審判でも、訴訟と同じ心構えで証拠の鎖の構築に当たることが必要になる。

6. おわりに

中国の専利侵害訴訟において、確保した証拠によって構築する証拠の鎖の優劣が訴訟の勝負を分ける。原告か被告かを問わず、専利侵害訴訟の攻防において、確保した証拠について公証を行うか否か、どうやって行うか、技術争点についてどの範囲で司法鑑定を請求するか否かについて、事前に綿密なシミュレーションを行う必要があると考えられる。

その際に、日本で蓄積された訴訟経験を一旦無にし、中国訴訟での思考回路に切り替え、「文句を言わせない」訴訟に勝てる証拠の鎖の構築が極めて重要である。

注 記

- 1) 日本でいう「特許権」、「実用新案権」および「意匠権」の総称をいう。
- 2) 9,648件は日本における知的財産権民事事件の100倍にあたる。
<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-14207.html#>（参照日2015年8月14日）
- 3) 民事訴訟法第64条には「当事者は自らの主張を裏付ける証拠を提出する責を負う」と規定されている。
- 4) 同法第63条第2項には「証拠が真正なものと証明される限り、事実の根拠とすることができる」と規定されている。
- 5) 同法第12条には「人民法院が民事事件を審理する場合には、当事者は、弁論をする権利を有する」と規定されている。
- 6) 同法第71条には「人民法院は、視聴覚資料について、真偽を判別し、且つ、当該事件のその他

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- の証拠と結びつけて、事実認定の根拠とすることができるか否かを審査し、確定しなければならない」と規定されている。
- 7) 同法第75条には「人民法院は、当事者の陳述について、当該事件のその他の証拠と結びつけて、事実認定の根拠とすることができるか否かを審査し、確定しなければならない」と規定されている。
- 8) 若干の規定第64条には「審判係員は法的プロセスに照らして全面的かつ客観的に証拠を査定し、法律規定に基づき、裁判官の職業倫理を守り、論理の推理や日常生活での経験を用いて証拠の証明力の有無や多少を独立に判断し、また判断理由及び結果を公表するべきである」と規定されている。
- 9) 適用の解釈第90条第2項には「当事者は、判決が下される前に自らの主張を裏づける証拠の提出がない、もしくは足りないことによって生じる不利益への責を負わなければならない」と規定されている。
- 10) 同解釈第104条第1項には「人民法院が当事者双方に相手の提出した証拠の信憑性、合法性および証明する事実との関係性について、反対質問をさせなければならない。かつ、当事者各自が提出した証拠の証明力の有無およびその信憑性の高さについて説明または弁論させなければならない」と規定されている。
- 11) 民事訴訟法第69条には「公証によって証明された事実や文書を法院は、事実認定の根拠としなければならない。ただし、それを覆すほどの証拠があれば、その限りでない」と規定されている。
- 12) 公証法第25条には、「自然人、法人もしくはその他の組織が公証を請求する場合、その住所、居所、発生地等の所在地の公証機構に提出することができる」と規定されている。
- 13) 公証手続規則第54条には「公証機構の外で公証を行う場合、必ず当該公証機構の職員2名によるもので、公証を担当する公証人は自ら出向いて公証を行わなければならない」と規定されている。
- 14) 民事訴訟法第64条第2項には「当事者及びその訴訟代理人が客観的事由により自ら収集することができない証拠又は人民法院が事件の審理に必要であると認める証拠については、人民法院は、調査・収集しなければならない」と規定されている。
- 15) 中国弁護士法第35条には「代理人の弁護士が必要に応じて人民検察院や人民法院に証拠の収集または調査を請求することができる」と規定されている。

(原稿受領日 2015年10月22日)